

# 施 設 使 用 料

| 区 分 |                                   |       | 9時から<br>13時まで | 13時から<br>17時まで | 17時から<br>21時まで |
|-----|-----------------------------------|-------|---------------|----------------|----------------|
| ホ   | 入場料を徴収しない場合又は、1,000円未満の入場料を徴収する場合 | 土曜、休日 | 9,600         | 9,600          | 12,000         |
|     |                                   | その他の日 | 8,000         | 8,000          | 10,000         |
|     | 1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合       | 土曜、休日 | 14,400        | 14,400         | 18,000         |
|     |                                   | その他の日 | 12,000        | 12,000         | 15,000         |
| ル   | 2,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合       | 土曜、休日 | 17,300        | 17,300         | 21,600         |
|     |                                   | その他の日 | 14,400        | 14,400         | 18,000         |
| ル   | 3,000以上入場料を徴収する場合                 | 土曜、休日 | 19,200        | 12,000         | 24,000         |
|     |                                   | その他の日 | 16,000        | 16,000         | 20,000         |
| 第   | 1                                 | 楽 屋   | 500           | 500            | 750            |
| 第   | 2                                 | 楽 屋   | 500           | 500            | 750            |
| 第   | 3                                 | 楽 屋   | 500           | 500            | 750            |
| リ   | ハ                                 | ー     | サ             | ル              | 室              |
| 500 |                                   |       | 500           | 500            | 750            |
| 第   | 1                                 | 研 修 室 | 500           | 500            | 750            |
| 第   | 2                                 | 研 修 室 | 500           | 500            | 750            |
| 第   | 1                                 | 和 室   | 500           | 500            | 750            |
| 第   | 2                                 | 和 室   | 500           | 500            | 750            |
| ホ   | ワ                                 | イ     | エ             | 500            | 500            |
| 750 |                                   |       |               | 500            | 500            |
| エ   | ン                                 | ト     | ラ             | ン              | ス              |
| 500 |                                   |       |               | 500            | 500            |
| 750 |                                   |       |               | 500            | 500            |

## 備 考

- ① 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- ② 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
- ③ 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- ④ 入場料を徴収しないが、営利宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、3,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- ⑤ 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しの為の使用する場合は、入場料を徴収しない場合又は、1,000円未満の入場料を徴収する場合の使用料の額の50%に相当する額とする。
- ⑥ 暖房を使用する場合は、入場料を徴収しない場合又は、1,000円未満の入場料を徴収する場合の使用料の額を50%に相当する額を加算した額とする。
- ⑦ 9時前に使用する場合又は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあたっては、その使用時間1時間につき、9時前及び21時後のときは17時から21時までの、9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- ⑧ この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。